

津 市 公 報	第 37 号 平成19年7月5日 木 曜 日
目 次	
条 例	
・ 津市市税条例の一部を改正する条例	
・ 津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
・ 津市農業共済条例の一部を改正する条例	
・ 津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
・ 津市火災予防条例の一部を改正する条例	
規 則	
・ 津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則	
・ 津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
告 示	
・ 津市建築計画概要書等閲覧規程の一部改正	
・ 公示送達	
・ 国民健康保険被保険者証の無効	
・ 予算の公表	
・ 認可地縁団体の告示事項の変更	
・ 市道路線の区域変更	
・ 市道路線の供用開始	
公 告	
・ 道路位置の指定	
・ 道路位置の指定	
・ 犬の抑留	
教委告示	
・ 教育委員会の告示	
選管告示	
・ 津市選挙投票区の一部を改正する告示	
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。	

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 6 月 25 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 25 号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「均等割額によって」の次に「、第 5 号の者に対しては法人税割額によって」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 法人課税信託（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの

第 23 条第 3 項中「含む。）」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「これに」を削る。

第 31 条第 2 項の表第 1 号中「（昭和 40 年法律第 34 号）」を削る。

第 157 条第 2 項中「、第 36 項又は第 37 項」を「又は第 36 項から第 38 項まで」に改める。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「第 36 条の 5 から第 37 条まで」を「第 36 条の 5、第 37 条」に改める。

附則第 19 条の 2 第 1 項中「証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 20 項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げる取引」に改める。

附則第 26 条中「若しくは第 55 項」を「、第 55 項若しくは第 57 項」に、「第 37 項」を「第 36 項から第 38 項まで」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 157 条第 2 項及び附則第 26 条の改正規定 平成 19 年 10 月 1 日
- (2) 附則第 17 条の 2 第 3 項の改正規定 平成 20 年 4 月 1 日
- (3) 第 23 条及び第 31 条第 2 項の改正規定 信託法（平成 18 年法律第 1

08号)の施行の日

- (4) 前3号に掲げる以外の規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日

津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成１９年６月２５日

津市長 松 田 直 久

津市条例第２６号

津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第１２７号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	<table><tr><td>午後 1 時から 午後 4 時まで</td><td>午前 9 時から 午後 4 時まで</td></tr><tr><td>8 4 0</td><td>1, 4 7 0</td></tr><tr><td>1, 4 7 0</td><td>2, 5 2 0</td></tr><tr><td>2, 1 0 0</td><td>3, 7 8 0</td></tr><tr><td>1, 2 6 0</td><td>2, 3 1 0</td></tr></table>	午後 1 時から 午後 4 時まで	午前 9 時から 午後 4 時まで	8 4 0	1, 4 7 0	1, 4 7 0	2, 5 2 0	2, 1 0 0	3, 7 8 0	1, 2 6 0	2, 3 1 0	を	<table><tr><td>午後 1 時から 午後 5 時まで</td><td>午前 9 時から 午後 5 時まで</td></tr><tr><td>1, 1 2 0</td><td>1, 6 8 0</td></tr><tr><td>1, 9 6 0</td><td>2, 8 8 0</td></tr><tr><td>2, 8 0 0</td><td>4, 3 2 0</td></tr><tr><td>1, 6 8 0</td><td>2, 6 4 0</td></tr></table>	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	1, 1 2 0	1, 6 8 0	1, 9 6 0	2, 8 8 0	2, 8 0 0	4, 3 2 0	1, 6 8 0	2, 6 4 0	」
午後 1 時から 午後 4 時まで	午前 9 時から 午後 4 時まで																							
8 4 0	1, 4 7 0																							
1, 4 7 0	2, 5 2 0																							
2, 1 0 0	3, 7 8 0																							
1, 2 6 0	2, 3 1 0																							
午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで																							
1, 1 2 0	1, 6 8 0																							
1, 9 6 0	2, 8 8 0																							
2, 8 0 0	4, 3 2 0																							
1, 6 8 0	2, 6 4 0																							

に改める。

附 則

この条例は、平成１９年７月１日から施行する。

津市農業共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成１９年６月２５日

津市長 松 田 直 久

津市条例第２７号

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例（平成１８年津市条例第１８５号）の一部を次のように改正する。

第１０８条第１項第２号中「１００分の８０」を「１００分の９０」に改める。

第１１１条第２項中「１００分の２０」を「１００分の１０」に改める。

附 則

この条例は、三重県知事の認可のあった日から施行し、改正後の津市農業共済条例の規定は、平成１９年産の大豆から適用する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 6 月 25 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 28 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表第 37 津市河芸第 2 グラウンドの項中

「	午後 3 時から午後 5 時まで	1, 000	」を
「	午後 3 時から午後 5 時まで	1, 000	
	午後 6 時から午後 8 時まで	2, 000	
	午後 8 時から午後 10 時まで	2, 000	
	夜間照明 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	4, 000	」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

津市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成１９年６月２５日

津市長 松 田 直 久

津市条例第２９号

津市火災予防条例の一部を改正する条例

津市火災予防条例（平成１８年津市条例第２６０号）の一部を次のように改正する。

第２９条の３第１項第２号中「第１３条の３第１号」を「第１３条第１号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月19日

津市長 松田直久

津市規則第23号

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第1条の3第1項」を「第1条の3第1項第2号」に改め、同条第3項中「第1条の3第1項の表1の(イ)項」の次に「及び同条第4項の表1の(6)項、省令第2条の2第1項の表並びに省令第3条第1項の表1及び同条第2項の表」を加える。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第7条中「第4条の8第1項第4号」を「第4条の8第1項第5号」に改める。

第14条中「都市計画法」の次に「(昭和43年法律第100号)」を加える。

第17条第1項の表中「第85条第4項」を「第85条第3項」に、「同表(5)項」を「同項の表2の(30)項」に改める。

第18条第1項中「同表(5)項」を「同項の表2の(30)項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年6月20日から施行する。

津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 6 月 29 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 24 号

津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表中「午後 4 時」を「午後 5 時」に、「午後 2 時」を「午後 3 時」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

津市告示第 2 0 5 号

津市建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 1 9 年 6 月 1 9 日

津市長 松 田 直 久

津市建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

津市建築計画概要書等閲覧規程（平成 1 8 年津市告示第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 1 条の 4 第 1 項及び第 2 項の建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書及び全体計画概要書」を「第 1 1 条の 4 第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる書類」に改める。

附 則

この告示は、平成 1 9 年 6 月 2 0 日から施行する。

津市告示第206号

下記の者の平成19年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成19年6月20日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	通知書番号
大阪府大阪市東淀川区上新庄三丁目19番57号	淀川可鍛鑄鉄 株式会社	27432
松阪市末広町一丁目221番地の1	株式会社 宮本重機	24431
鈴鹿市大池三丁目11番9号	株式会社 三重不動産	23650
志摩市志摩町和具784番地の1	丸貞工業 株式会社	23460
静岡県浜松市中区住吉三丁目16番11号	浜友観光 株式会社	19735
大阪府大阪市北区西堀川町17番地 高橋ビル502	日本企画 株式会社	18584
大阪府大阪市北区樋上町53番地 高橋ビル3号館	大三開発 株式会社	14844

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	通知書番号
大阪府東大阪市中小阪441番地	大興産業 株式会社	14839
大阪府大阪市北区西堀川町16	大広開発 株式会社	14837
大阪府泉南郡熊取町大字久保1628番地の2	株式会社 神和興産	12010
大阪府大阪市中央区久宝寺四丁目3番8号	三陽 株式会社	11211
大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目18番27号 新大阪丸ビル新館8階	紀の国住研究 株式会社	7986
大阪府枚方市招提大谷二丁目20番7号	関西電設 株式会社	7447
大阪府大阪市北区西天満二丁目6番8号 ドウビル内	中外電気工業 株式会社	15022
奈良県生駒市東生駒月見町132番地の29	大阪産業 株式会社	4025
大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目3番19号	トーエイ産業 株式会社	15794
奈良県磯城郡田原本町大字千代607番地の3	株式会社 飯原工務店	1011
津市末広町25番15号	三津濃建設 株式会社	81428
津市岩田13番30号	株式会社 晃栄	88364

津市告示第 2 0 7 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 1 9 年 6 月 2 5 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1 2 6 0 7 2 4	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 9 年 5 月 3 1 日
9 2 0 4 5 8 2	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 9 年 5 月 3 1 日
9 2 0 4 3 5 2	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 9 年 6 月 1 4 日

津市告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成19年3月30日及び平成19年5月25日専決処分した予算の要領並びに平成19年6月22日市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成19年6月25日

津市長 松田直久

- 1 平成19年3月30日専決処分した予算
平成18年度津市一般会計補正予算（第7号）
平成18年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
平成18年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）
平成18年度津市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 2 平成19年5月25日専決処分した予算
平成19年度津市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 平成19年6月22日議決を経た予算
平成19年度津市一般会計補正予算（第1号）

平成18年度津市一般会計補正予算（第7号）

平成18年度津市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,155,113千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の廃止、変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
19 繰入金		5,577,394	△165,200	5,412,194
	2 基金繰入金	5,576,894	△165,200	5,411,694
22 市債		4,969,900	138,600	5,108,500
	1 市債	4,969,900	138,600	5,108,500
歳入合計		93,181,713	△26,600	93,155,113

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4 衛生費		7,994,251		7,994,251
	4 清掃費	4,668,413		4,668,413
6 農林水産業費		2,786,581		2,786,581
	1 農業費	2,438,285		2,438,285
8 土木費		13,359,315	△4,500	13,354,815
	2 道路橋りょう費	2,916,228		2,916,228
	3 河川費	503,569		503,569
	5 都市計画費	8,857,718	△4,500	8,853,218
10 教育費		10,214,213		10,214,213
	2 小学校費	2,818,383		2,818,383
	3 中学校費	1,086,419		1,086,419
12 諸支出金		378,426	△22,100	356,326
	1 災害援護資金貸付金	22,100	△22,100	
歳出合計		93,181,713	△26,600	93,155,113

第2表 地方債補正

廃止

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付金	千円 22,100	証書借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	25か年以内(据置期間を含む。) 償還とし、政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合はその債 権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ 償還することができる。

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
清 掃 施 設 改 修 事 業	千円 34,800	証書借入 又 は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び公営企 業金融公庫資金につ いて、利率の見直し を行った後において は当該見直し後の利 率)	25か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、政府資金に ついてはその融資条 件により、銀行その 他の場合はその債権 者と協定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。	千円 26,800	三 重 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合 証 書 借 入	年1.4	10か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。
し 尿 処 理 施 設 整 備 事 業	273,500				273,500	銀 行 等 証 書 借 入	年3.0以内	10か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先と協 定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。
農 業 生 産 整 備 事 業	87,100				23,600	財 務 省 証 書 借 入	年3.0以内	20か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先と協 定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。
					10,800	財 務 省 証 書 借 入	年3.0以内	15か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。
					30,900	銀 行 等 証 書 借 入	年3.0以内	10か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先と協 定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
林 道 整 備 事 業	8,700	証書借入 又 は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び公営企 業金融庫資金につ いて、利率の見直し を行った後において は当該見直し後の利 率)	25か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、政府資金に ついてはその融資条 件により、銀行その 他の場合はその債権 者と協定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。	8,700	財 務 省 証 書 借 入	年3.0以内	10か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先と協 定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。
道 路 整 備 事 業	71,800				62,900	財 務 省 証 書 借 入	年3.0以内	12か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。
河 川 整 備 事 業	19,800				18,800	銀 行 等 証 書 借 入	年3.0以内	10か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	4,100				3,300	財 務 省 証 書 借 入	年3.0以内	15か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先と協 定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。
					800	銀 行 等 証 書 借 入	年3.0以内	10か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。
排 水 施 設 整 備 事 業	12,000				12,000	銀 行 等 証 書 借 入	年3.0以内	10か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。
遠 方 監 視 中 シ ス テ ム 整 備 事 業	20,400				20,400	社 団 法 人 全 国 市 有 物 件 災 害 共 済 会 証 書 借 入	年1.3	10か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
街 路 整 備 事 業	105,700	証券借入 又 は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	2.5か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	104,400	銀 行 等 証 書 借 入	年3.0以内	10か年以内償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
都 市 下 水 路 整 備 事 業	235,600				342,500	財 務 省 証 書 借 入	年3.0以内	20か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					85,600	銀 行 等 証 書 借 入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
公 園 整 備 事 業	157,000				139,600	財 務 省 証 書 借 入	年3.0以内	20か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					34,900	銀 行 等 証 書 借 入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
公 営 住 宅 整 備 事 業	18,000				18,000	銀 行 等 証 書 借 入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
耐 震 補 強 事 業	120,400				80,900	財 団 法 人 三 重 県 市 町 振 興 協 会 証 書 借 入	年3.0以内	15か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					36,000	銀 行 等 証 書 借 入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
大規模改造 事業	154,600	証券借入 又 は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び公営企 業金融公庫資金につ いて、利率の見直し を行った後において は当該見直し後の利 率)	25か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、政府資金に ついてはその融資条 件により、銀行その 他の場合はその債権 者と協定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。	43,800	社団法人 三重県市 町村職員 共済組合 証券借入	年1.4	10か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。
					106,000	財団法人 三重県市町 振興協会 証券借入	年3.0以内	15か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先と協 定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。
社会教育 施設整備 事業	2,100				2,100	銀行等 証券借入	年3.0以内	10か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。
保健体育 施設整備 事業	3,900				3,900	三重県市 町村職員 共済組合 証券借入	年1.4	10か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。
公共土木 施設災害 復旧事業	4,500				4,500	財務省 証券借入	年3.0以内	10か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。
住民税等 減税補てん	426,900				426,900	日本 郵政公社 証券借入	年3.0以内	20か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先と協 定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。
臨時財政 対策	3,186,900				3,186,900	財務省 証券借入	年1.6	20か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができ る。

平成18年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成18年度津市の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（地方債の補正）

第1条 地方債の変更は、「第1表地方債補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡 易 水 道 事 業	千円		%		千円		%	
	162,200	証券借入	年3.0以内	30か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	162,200	財 務 省 証券借入	年3.0以内	30か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
	419,400	又 は 証券発行	（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	30か年以内（据置期間を含む。）償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	161,500	財 務 省 証券借入	年3.0以内	12か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					95,700	公営企業 金融公庫 証券借入	年3.0以内	28か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

平成18年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

平成18年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ1,390,021千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 松 田 直 久

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 繰 入 金		452,867	△4,500	448,367
	1 繰 入 金	452,867	△4,500	448,367
6 市 債		686,800	4,500	691,300
	1 市 債	686,800	4,500	691,300
歳 入 合 計		1,390,021		1,390,021

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土地区画整理事業費		1,335,289		1,335,289
	1 事 業 費	1,335,289		1,335,289
歳 出 合 計		1,390,021		1,390,021

第2表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地区画 整理事業	千円		%		千円		%	20か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
	8,000					財 務 省 証書借入	年3.0以内	
			年3.0以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	25か年以内（据置期間を含む。）償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	249,300	財 務 省 証書借入	年3.0以内	15か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
	686,800	証書借入 又は 証券発行			432,000	公営企業 金融公庫 証書借入	年3.0以内	20か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					2,000	銀 行 等 証書借入	年3.0以内	10か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

平成18年度津市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成18年度津市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（地方債の補正）

第1条 地方債の変更は、「第1表地方債補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 5,123,300	証書借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	千円 581,600	財務省 証券借入	年3.0以内	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					2,265,200	公営企業 金融公庫 証券借入	年3.0以内	28か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					2,276,500	日本郵政公社 証券借入	年3.0以内	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
資本費 平準化	770,800				170,800	公営企業 金融公庫 証券借入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					600,000	銀行等 証券借入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
流域下水道事業負担金	780,200				358,800	財務省 証券借入	年3.0以内	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					421,400	公営企業 金融公庫 証券借入	年3.0以内	28か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

平成19年度津市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度津市の老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326,017千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,871,478千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 支 払 基 金 交 付 金		12,611,886	56,218	12,668,104
	1 支 払 基 金 交 付 金	12,611,886	56,218	12,668,104
2 国 庫 支 出 金		7,184,120	248,842	7,432,962
	1 国 庫 負 担 金	7,184,120	248,842	7,432,962
3 県 支 出 金		1,796,030	20,957	1,816,987
	1 県 負 担 金	1,796,030	20,957	1,816,987
歳 入 合 計		23,545,461	326,017	23,871,478

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 前 年 度 繰 上 充 用 金			326,017	326,017
	1 前 年 度 繰 上 充 用 金		326,017	326,017
歳 出 合 計		23,545,461	326,017	23,871,478

平成19年度津市一般会計補正予算（第1号）

平成19年度津市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176,598千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,377,191千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 国 庫 支 出 金		7,096,490	64,611	7,161,101
	2 国 庫 補 助 金	1,270,045	10,500	1,280,545
	3 委 託 金	21,112	54,111	75,223
16 県 支 出 金		4,873,958	14,340	4,888,298
	2 県 補 助 金	1,276,380	5,250	1,281,630
	3 委 託 金	818,860	9,090	827,950
19 繰 入 金		6,236,466	91,234	6,327,700
	2 基 金 繰 入 金	6,235,866	91,234	6,327,100
21 諸 収 入		1,553,608	6,413	1,560,021
	5 雑 入	824,833	6,413	831,246
歳 入 合 計		89,200,593	176,598	89,377,191

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		10,526,592	23,357	10,549,949
	1 総 務 管 理 費	8,039,502	23,357	8,062,859
3 民 生 費		26,008,873	45,873	26,054,746
	2 児 童 福 祉 費	9,303,543	45,873	9,349,416
4 衛 生 費		8,051,768	10,215	8,061,983
	1 保 健 衛 生 費	2,289,382	10,215	2,299,597
7 商 工 費		1,469,851	49,628	1,519,479
	1 商 工 費	1,469,851	49,628	1,519,479
10 教 育 費		9,677,688	47,525	9,725,213
	1 教 育 総 務 費	1,546,982	17,866	1,564,848
	2 小 学 校 費	2,565,814	18,000	2,583,814
	3 中 学 校 費	877,402	11,200	888,602
	5 社 会 教 育 費	1,789,134	459	1,789,593
歳 出 合 計		89,200,593	176,598	89,377,191

津市告示第 2 0 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 6 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

1 路線名 4281 西古河町安東町第 1 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市安東町字足入 2017 番 1 から 津市安東町字足入 2025 番 3 まで	旧	7.5～7.5	60.7
津市渋見町黒田 283 番 2 地先から 津市渋見町黒田 286 番 11 地先まで	新	7.5～17.8	60.7

津市告示第 2 1 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 6 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
4281	西古河町安東町第 1 号 線	津市安東町足入 2017 番 1 から	平成 19 年 6 月 27 日
		津市安東町足入 2025 番 3 まで	

津市告示第 2 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 0 年芸濃町告示第 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 6 月 2 8 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

林町自治会

三重県津市芸濃町林 2 0 0 番地

代表者 宮崎 正一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	嶋田武浩 三重県津市芸濃町林 2 0 2 7 番地
変更後	宮崎正一 三重県津市芸濃町林 2 0 0 番地

3 変更の理由及び年月日

平成 1 9 年 6 月 1 0 日に、代表者が定期総会において新任されたため。

津市公告第 92 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 199 号）第 13 条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

平成 19 年 6 月 25 日

津市長 松 田 直 久

指定道路

- 1 幅員 6.0 メートル
- 2 延長 18.0 メートル
- 3 地名地番 津市久居北口町字北口 584-21、584-48

津市公告第 93 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 199 号）第 13 条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

平成 19 年 6 月 25 日

津市長 松 田 直 久

指定道路

- 1 幅員 6.0メートル
- 2 延長 20.9メートル
- 3 地名地番 津市河芸町三行字小林 1319-1、1315-1、1315-2、1315-4、1319-1 地先法定外公共物

津市公告第 9 4 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 6 月 2 5 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 6 月 2 2 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 6 月 2 8 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 美里町 三郷	雑種	茶	オス	中	不明	青い首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市教育委員会告示第6号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成19年6月28日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

1 招集の日時 平成19年7月2日（月）午後2時から

2 招集の場所 教育委員会室

3 会議の事件

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部の改正について

津市選挙管理委員会告示第 84 号

津市選挙投票区の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 19 年 6 月 28 日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

津市選挙投票区の一部を改正する告示

津市選挙投票区（平成 18 年津市選挙管理委員会告示第 3 号）の一部を次のように改める。

表津の部第 18 投票区の項中「ポレスター大谷町」の次に「、ポレスター大谷参番館」を加え、同部第 20 投票区の項中「上津台」の次に「、西が丘ガーデン」を加え、同部第 30 投票区の項中「神戸第 2」の次に「、神戸北」を加え、同表久居の部第 74 投票区の項中「、小戸木町」を削る。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の津市選挙投票区の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用する。